

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

当町では平成30年度から、課税区分を2方式とし、均等割額の引上げと同時に5割、2割軽減対象世帯の拡大を行いました。今後も低所得世帯へ配慮し、住民の負担能力に応じた適正な国保税としていきます。

なお、当町の令和2年度当初予算(医療分)は応能割56.32%、応益割43.68%です。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

子どもの均等割課負担につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、当町でも令和4年4月1日の施行に向け準備を進めていきたいと思っております。なお、対象者や減額幅の拡充等の課題については、引き続き国の動向に注視してまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

一般会計からの繰入れにつきまして、赤字解消、削減の取組により、法定外繰入れは行っておりませんが、総務省から示された繰出基準に基づき、適正な繰入れを行っています。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830世帯で、これは滞納世帯の5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内62市町で1万6247世帯の申請があり、その内1万4594世帯、総額24億6817万8496円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021年度も国保税コロナ減免を実施してください。

- ① 保険税免除基準を生保基準の 1.5 倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

【回答】

昨年度に引き続きコロナ関連の減免を行っております。

- ② 2021 年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】

昨年度に引き続きコロナ関連の減免を行っております。小川町税条例で規定し、町ホームページ等で周知を図っております。窓口では国保税の減免・猶予制度を含めた納税相談を行っております。

- (3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】

一部負担金の減免につきましては、小川町国民健康保険に関する規則に規定していますが、規則で定める減免を受けられる者の要件のほか、個々の世帯の生活実態等の状況など総合的に判断して適切な対応をしております。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

一部負担金の減免について適切な認定をするため、必要な申請書の提出をお願いしていません。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

①でお答えしたとおり個々の状況を総合的に判断し、減免の決定については保険者が行っておりますので、役場窓口で申請をお願いしています。

- (4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

- ① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】

納税相談の中で、滞納者（世帯）の生活状況の実態を把握し、納税方法の説明や生活支援が必要と思われる場合には、関係課へ案内対応しています。

- ② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】

法令を遵守し個々の生活状況や実態等を十分に把握したうえで、適切な対応をしていきます。

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

法令を遵守し個々の生活状況や実態等を十分に把握したうえで、適切な対応をしていきます。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

法令を遵守し個々の生活状況や実態等を十分に把握したうえで、適切な対応をしていきます。

- (5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021 年のアンケート結果では資格証明書が 22 市町で 676 世帯、短期保険証は 6 市町で 1 万 4603 世帯、2 万 4866 人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は 2,780 世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

国保の資格証明書は、滞納者対策として税負担の公平性を保つために交付しているもので、国民健康保険法に基づき行っております。

- ② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

窓口へ来庁していただくことで、状況の聞き取りや納税相談に繋がり、納付の機会を作ることができると考えています。

- ③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

資格証明書は、「小川町国民健康保険被保険者資格証明書等交付対象者認定審査会」において、対象者の収入状況、家族構成、納税意識等を考慮の上、認定し交付しています。対象

者は、特別の事情がないにもかかわらず、納められるのに納めない場合や納税相談に応じようとせず、全く接触できない場合などで、税負担の公平性を確保するという観点からも、資格証明書の交付を国民健康保険法に基づき行ってまいります。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

- ① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】

傷病手当金の支給については、保険者に保険財政上余裕がある場合などに、条例の定めるところにより支給できるとされています。令和3年度も9月30日までの期間を適用日とし、支給を行います。

財政が脆弱な国民健康保険では制度上、国の財政支援を超えた給付を行えず、今回の改正は臨時特例措置であることから、恒常的な施策として改正を行う考えはありません。

- ② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

埼玉県国保協議会を通じ要望したいと考えます。

(7) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

国保運営協議会委員のうち、第1号委員として、被保険者を代表する委員（住民3名）を、各地区代として、自薦、他薦で選任しております。委員の選出につきましては、全体のバランスを考慮し、広い範囲から選出できるよう検討してまいります。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

小川町審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、会長が国保運営協議会に諮って公開を決定した場合は、傍聴が可能です。

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあって特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

- ① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

特定健康診査につきましては、一人当たり 13,551 円の費用がかかり、そのうち 1,000 円を自己負担していただいています。本人負担無料につきましては、受益者負担の原則から、無料にすることは考えておりません。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

すでに個別がん検診（医療機関で受ける検診）を実施している子宮頸がん検診に加え、令和 2 年度より、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・乳がん検診についても個別がん検診を実施しており、個別がん検診と特定健診を同時に受けることが可能です。但し、医療機関によっては、診療時間や受付状況等によって、受けられない場合もございます。

③ 2021 年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

特定健診につきまして、町民一人一人の健康維持のためにとっても重要と捉えております。当町では、受診勧奨ポスターの掲示、公用車に健診啓発ステッカーを掲示、受診啓発ののぼりを庁舎等に設置、電話での受診勧奨、町職員及び医療機関において健診受診啓発ポロシャツの着用や広報紙、ホームページ、回覧等により特定健診受診の案内と特定健診の重要性について周知しております。また、9 月頃に未受診者に個別による勧奨通知を郵送し受診率向上を図っております。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

個人情報につきましては、受診券等の注意事項に個人情報の取扱いについて記載し、受診者に同意をいただいております。また、各種健（検）診で取得した個人情報は、「小川町個人情報保護条例」等に従い適正な管理を行うとともに個人情報の保護に努めています。

2. 後期高齢者医療について

第 204 回国会で 75 歳以上の方の医療費負担が、所得により 1 割から 2 割負担に 2 倍化される法案が提出され 2023 年 10 月以降に実施する計画が進行しています。75 歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の 30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担 2 割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

後期高齢者医療制度は、埼玉県内の全市町村で構成されている「埼玉県後期高齢者医療広域連合」により運営されています。制度改正等については埼玉県後期高齢者医療広域連合からの通知等により、適切に対応していきます。

(2) 低所得（住民税非課税世帯など）の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

町では毎年、後期高齢者医療健康診査を実施しています。受診料は無料であり、低所得者

世帯にも受診機会を平等に提供しています。また、健康診査の受診により個人の健康状態が把握でき、治療へとつなぐことが可能となります。

また、要援護者支援ネットワークにより、関係団体が連携協力し要援護者への支援の情報を共有する中で、「配食サービス」と「緊急連絡通信システム」で高齢者の見守りを行い、民生委員による「ひとり暮らし高齢者調査」を年一回実施し、高齢者の健康状態の把握に努めています。

- (3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

県で実施している埼玉県コバトン健康マイレージ事業とリンクさせて、小川町独自事業の健康ウォーキング事業を実施しています。歩数に応じたインセンティブを付与することで、身体活動に対する意欲を高め、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛による体力や生活機能の低下を予防し、新しい生活様式における健康づくりの推進をめざします。

また、各地区で開催している「百歳体操」等の実施地区を増やすと同時に、「介護予防教室」や「脳の健康教室」を開催し、フレイル予防対策の一環として、更なる健康寿命の延伸に力を入れていきたいと考えております。

- (4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

がん検診については、それぞれ一部負担金をいただいておりますが、生活保護者については無料で実施しております。また、生活保護受給者健康診査を無料で実施しております。

後期高齢者医療では、健康診査を無料で実施しております。また、人間ドックに対しては2万円を上限で助成をしています。歯科検診については、埼玉県後期高齢者医療広域連合において無料で実施しています。

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

- (1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

国の地域医療構想の実現に向けたこれまでの取組では、公立・公的医療機関等においては、地域の民間医療機関では担うことのできない医療機能に重点化するように医療機能を見直すこととなっておりますので、今後も国の動向を注視してまいります。

- (2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

当町では新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている病院等に対し、地方創生臨時交付金を活用し、病院等の規模に応じて応援金を支給する事業を実施し支援を行っております。

4. **新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために（健康福祉課）**
コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染拡大により、保健師等については、通常業務に加え、新型コロナウイルスワクチン接種など、感染症関係の業務に対応する状況が続いております。今後、人員体制について庁内での協議を検討してまいります。

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】

PCR 検査につきましては、医師が必要と判断した方や濃厚接触の方等に必要な行政検査が迅速かつスムーズに受けられるようにすることが大変重要であると考えます。ワクチン接種等で業務が増加している医療機関の負担を考慮すると、現状では定期的な PCR 検査は現実的ではないと考えます。

(3) 無症状者に焦点をあてた大規模な PCR 検査を行ってください。

【回答】

現在、ワクチン接種が全国的にスピード感を持って実施されております。これ以上の、医療機関の負担を考慮すると、現状では大規模な PCR 検査は現実的ではないと考えます。

(4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

当町の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、5月中旬より高齢者施設入所者等への接種が開始され、6月上旬より高齢者（満年齢65歳以上）の方を対象に集団接種と個別接種を開始しました。その後、優先接種の方や64歳以下の方へ順次接種券を発送し、ワクチン接種を進めております。

町の新型コロナウイルスワクチン接種体制につきましては、健康福祉課の職員を中心に各課からの協力により、迅速かつ適切にワクチン接種ができるように、町全体で取り組んでおります。今後も比企医師会等のご協力をいただきながら、ワクチン接種体制を築いてまいります。

2. **だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために**

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

第8期介護保険事業計画において、令和3年度から令和5年度までのサービス見込量を国のシステムにより推計し、保険料を算出しました。保険料の急激な上昇を抑えるため、介護

給付費準備基金約 35%の取り崩しを行っております。また、前年度に引き続き、国の施策において、給付費の 5 割の公費とは別枠で公費を投入し、一般会計から繰り入れることで非課税世帯の方への保険料の軽減を実施します。

2. **新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。**

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した 2020 年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021 年度も実施してください。

【回答】

昨年度に引き続き、今年度もコロナ関連の減免・猶予を実施しています。介護保険条例で規定し、保険料通知書に案内通知を同封して周知を図っております。窓口では、介護保険料の減免・猶予を含めた納付相談を行っております。

3. **低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。**

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

全国的に少子高齢化が一段と進行するなか、小川町も高齢化が進み 65 歳以上人口が 39% を超え、多くの財政負担の制約があり、財政的に独自制度の拡充については考えておりません。

小川町介護保険料減免要綱（平成 14 年 3 月告示）を定めており、災害、収入の減少、境界層該当者、刑事施設に収容された場合、申請により該当になれば減免が実施されます。

4. **介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。**

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

「小川町社会福祉法人等による利用者負担軽減に関する実施要綱」で、住民税が非課税であり一定の要件を満たす生計が困難な方に対して、申請が認められれば、利用者負担の 4 分の 1 を減額することとしております。ただし、生活保護受給者については利用負担額の全額を、老齢福祉年金受給者については 2 分の 1 となっております。

(2) 2 割、3 割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

介護サービスを利用した場合の利用者負担は 1 割負担割合でしたが、介護保険制度を維持し、その公平性を確保するために一定以上の所得がある方や現役並みの所得がある高齢者については、平成 27 年 8 月から 2 割負担、平成 30 年 8 月から 3 割負担となっております。国の基準に基づき利用抑制にならないように適切に実施してまいります。

5. **看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。**

【回答】

介護保険制度では、低所得者の利用負担を軽減する仕組みとして「負担限度額認定」や、「社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度」があります。「負担限度額認定」とは、生活保護受給者や住人税が非課税の所得や資産が一定以下の方に対して、所得に応じた負担限度額を超えた分の居住費と食費の負担額が介護保険から給付されます。「社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度」とは、住民税が非課税であり一定の要件を満たす生計が困難な方に対して、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用者負担額を軽減するものです。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている地域の介護事業所等に対し、地域の介護体制の維持及び確保を図るため、予算の範囲内で介護事業所等応援給付金、拡充応援給付金及び包括応援給付金を支給しております。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

介護関連用品の事業所支給については、国・県からの支給用品の提供を実施しております。令和2年には、町内の各事業所に、マスク、アルコール、使い捨て手袋を提供しました。また、令和3年にも、使い捨て手袋を提供しております。

今後も、埼玉県と連携して感染防止に係る関連用品の提供に取り組んでまいります。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急を実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】

当町では、5月中旬より高齢者施設入所者等への接種が開始され、その後は、高齢者（満年齢65歳以上）・基礎疾患のある方・高齢者施設等従事者・64歳以下と順次ワクチン接種を進めております。

PCR検査につきましては、現在、ワクチン接種が全国的に実施されている状況で、医療機関の負担を考慮すると、現状では定期的なPCR検査は現実的ではないと考えます。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

特別養護老人ホームの整備については、埼玉県が川越比企圏域の施設整備状況を考慮しております。町内における整備の必要性は、引き続き検討をしてまいります。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

今後も、地域包括支援センターと連携を深めて地域包括支援センター体制の充実に努めてまいります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

令和2年度に衛生用品の供給不足が生じた際、埼玉県が町を通じ障害者支援施設に対しマスク及び消毒液を配布いたしました。また、医療的ケア児に対しても、令和2年度に国から2度にわたりアルコール綿及び精製水の配布がありました。町においては、令和2年3月に町内の障害者支援施設の従事者に対しマスクの配布、5月には障害児児童施設へ子ども用マスクと消毒液を提供しました。また、寄贈いただいたマスクを障害者等の移動支援令を行っている事業所に提供しました。また、令和2年度から3年度にかけ3度にわたり感染症対策に利用していただくための応援給付金支給事業を実施いたしました。

現在、衛生用品については安定供給されている状況と考えますが、今後の非常時に対応するため、マスク、消毒薬等の備蓄をしております。

(2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

感染症拡大防止のための手立ては各種ございますが、現在町では、ワクチン接種に全庁挙げて取り組んでいるところです。御理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、感染者の療養先の決定や療養施設の確保については埼玉県が実施しているため、御要望を県へお伝えいたします。

(3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】

障害者施設の職員体制については、多くの施設において余裕がないということの把握はしております。

障害福祉サービス費においては、令和3年度実施の報酬改定にて増額が実施され、令和3年度の町予算においても報酬改定の増額を見込んだ予算確保をしております。今後も国及び県との連絡を密にし、障害者施設への情報提供等を行ってまいります。

(4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

町では、ワクチン接種を高齢者から順次開始しておりますが、障害を含む基礎疾患のある方や高齢者施設等従事者の方については、事前に届出をしていただくことで優先的に接種

券を送付しています。

接種場所につきましては、町内医療機関あるいは町内集団接種会場いずれかの選択が可能です。町外にかかりつけ医がある場合には、医療機関の所在市町村に問い合わせをしていただくことで、接種が可能となっています。

2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】

比企地域自立支援協議会内で検討中です。小川町では緊急時の受入れ対応、体験機会の場について予算を確保しております。

- (2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

障害福祉計画においてサービス量を見込み、予算の確保をしております。

- (3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

障害者計画等策定委員として当事者の方に加わっていただいているほか、比企地域自立支援協議会内の連絡会では、当事者の方にも委員をお願いしております。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要としますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

施設入所、グループホーム入居については、障害（児）福祉計画のなかで令和5年度までの利用見込量をお示ししています。また、相談支援事業所や関係機関と連携し、サービス提供事業者の確保など基盤整備を図っております。

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

個々のケースにつきましては、計画相談支援事業所との連携を密にし、本人、サービス提供事業者等と担当者会議に参加するとともに、民生・児童委員、地域福祉委員からの情報提供を受けるなど実態の把握に努めております。

- (3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】

土日等を利用した帰省者がいることは、障害支援区分の認定調査時の聞き取りにおいて把握しております。障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス費については、国の示している事務処理要領に沿い事務処理を行っているところです。

要領の中では、「帰宅先における介護者の一時的な事情により必要な介護を受けることが困難で、かつ、帰宅先と入所施設等が遠隔地であるため直ちに入所施設等に戻ることが困難な場合、市町村が特に必要と認める場合」は支給決定が可能となっております。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

重度心身障害者医療費に関する一部負担金の導入予定はございません。所得制限などについては県の基準に沿って実施してまいります。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

現物給付を実施した場合、市町村国民健康保険への国庫負担額が減額される、審査支払機関への未経由により申請の正当化が判断できないなどの理由から、償還払い方式での助成を行っております。小川町では、町内の医療機関へ申請の代行を依頼することができます。医療費の現物給付については、近隣市町村を参考に今後研究してまいります。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

精神障害者保健福祉手帳2級の方で後期高齢者医療制度の障害認定を受けた方につきましては、助成対象としております。対象範囲につきましては、県基準の範囲内で実施しております。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】

各専門機関からの情報提供や研修において、今後障害者の二次障害について理解を深めてまいります。医療機関への啓発につきましては、国、県とともに情報連携を実施していきます。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

(1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

実施しております。

(2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】

令和2年度の実質の支出は3,700,540円です。

(3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

県の補助金の上限である一人につき年間150時間までの利用時間となっています。利用時間の拡大予定はございません。

(4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

年齢別の利用料の設定は行っておりませんが、対象者には登録団体の定める利用料に対し、1時間当たり250円を助成しております。

(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

埼玉県の障害者生活支援事業補助金については人口規模による限度額の設定による算出となっており、実質補助率にばらつきがあるため、県へ補助額の増額を要望しております。

6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

令和2年度から配付枚数を12枚増加し、年間36枚配布しております。100円券についての導入予定はございません。

- (2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

福祉タクシー利用券に係る県内広域利用制度に加盟し、申請により利用券の交付を実施しています。対象者は；身体障害者手帳1～3級又は下肢4級をお持ちの方と療育手帳OA、A、Bの方となっており、介助者の同乗は可能です。なお、所得制限や年齢制限は導入しておりません。

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

近隣市町村とで構成している自立支援協議会において、議題にあがった場合には協議してまいりたいと考えております。

7、災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

避難行動要支援者名簿登録者は、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要としている方となっており、該当する方の中には御家族がいる方も含まれております。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

福祉避難所は、一時的な緊急避難場所として開設するものではなく、各指定避難所にて生活に特別な配慮を要する方がいるとき、災害対策本部に対して福祉避難所開設の要請を行い設置・開設することから、あらかじめ開設しているものではないため、直接避難することは

できません。

また、福祉避難所の数、対応する職員の確保や設備の整備など課題がありますので、関係課や社会福祉施設などの協力をいただきながら、福祉避難所の整備を進めていきたいと考えております。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

町地域防災計画において、食料や生活必需品等の物資の配給については、指定避難所に避難している方に限らず、住家が被害を受け炊事等が不可能な在宅避難者などの避難者に対しても行うこととしています。また、その配給にあたっては、ボランティア団体や行政区・自治会、自主防災組織等の協力を得て行うこととしています。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

避難支援等の実施に特に必要と認める場合は、避難支援等関係者やその他の者に対して提供できるとされております。名簿情報の提供にあたってはDV被害者等の情報の漏洩防止に努めなければならず、今後慎重な検討が必要と考えます。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

感染症発生に対しては健康福祉課が対応しておりますが、今後、自然災害と感染症が同時に発生することも考えられ、その対応は多岐に渡るため、関係課と連携協力してまいります。

また、東松山保健所管内における地域の実情に応じた災害時保健医療体制を確保するために必要な事項について協議を行うことを目的とした、「埼玉県東松山保健所地域災害保健医療調整会議」が設置されております。
(健康福祉課)

また、町では現在、「国土強靱化地域計画」の策定に向け準備を進めております。

策定にあたっては、当町に起こりうる大規模自然災害を的確に想定し、コロナ禍における対応を含めた防災・減災面の脆弱性を克服することで、起きてはならないリスクシナリオの確実な回避を目指しています。合わせて、関係各課との連携のもと、強みを更に強く推進する体制を構築することで、コロナに負けない、災害に強いまちづくりを推進して参ります。

なお、保健所の関係につきましては、「埼玉県東松山保健所地域災害保健医療調整会議」が設置されており、東松山保健所管内における地域の実情に応じた災害時保健医療体制を確保するため、必要な事項について協議を進めております。
(防災地域支援課)

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】

令和2年度の新規事業として、障害者施設等応援事業がございましたが、削減・廃止された事業はございませんでした。今後も障害者（児）福祉計画等に基づき適切な財政支援を行ってまいります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

4月1日時点での待機児童はおりません。

② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

現在、当町では定員の弾力化を行い、児童を受け入れています。

4月1日時点での年齢別の児童総数は、0歳児13人、1歳児45人、2歳児57人、3歳児81人、4歳児91人、5歳児104人となっています。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

現在、待機児童はおりません。令和3年3月で60名定員の公立保育所が閉園となりましたが、令和3年4月から同じ、60名定員の民間保育園が開園しております。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

定員の弾力化を継続して園児を受け入れます。保育園の委託費も弾力化受け入れの人数で支出します。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保

育施設を増やしてください。

【回答】

現在当町には、認可外保育施設はありません。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】

小川町の町立保育園における保育士の配置は、既に国の基準より手厚い配置としているため、現状では予算を増額する予定はございません。現在、保育所においては、保護者一人一人の状況を考慮し、寄り添いながらきめ細やかな支援を行っております。さらに、困難を抱える家庭や児童に対しても、関係機関と連携しながら支援を行っております。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

保育士の処遇については、国における保育士の処遇改善推進に合わせ、処遇改善に努めます。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

当町では、保育料等の軽減措置を実施し、保護者の経済的負担の軽減をしています。保育料については、「小川町多子世帯保育料軽減事業」により、3人目以降の**児童**の保育料について申請により無料としています。また、3歳児以上の**児童**の副食費についても、所得の低い世帯、所得に関わらず3人目以降の**児童**のいる保護者に対し、申請により副食費免除を行っています。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果してください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

引き続き、子育て支援の実施と安全安心な保育の実施に努めます。

公立及び私立保育園長会議の開催や保育園訪問時等の機会を活用し、日頃から保育園との情報交換を行うことにより園の様子に気を配っています。

安全安心な保育実施のための保育士の資質向上を目指し、町内全保育園（6園）に対し随時研修会の案内を行い、研修の参加を促しています。また、毎年2回子育て支援課主催で課内研修会を開催し、日常保育に必要な知識や技術の習得に努めています。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

保育園入園に際しては、世帯ごとに保育の必要性を点数化し、入園世帯を客観的基準に当てはめて選定をしています。入園後も毎年現況届を提出していただき、在園基準と適合しうる世帯か確認したうえで保育を行っています。また、町内の3保育園では、一時預かりを実施し、在園児以外の**児童**も世帯の必要に応じて利用ができます。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

当町の放課後児童クラブは、いずれのクラブも児童1人当たりの面積基準を満たしております。引き続き、利用者の変動を注視しながら、預かりの必要性に応じた適正規模での実施に努めてまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で41市町(63市町村中65.1%)、「キャリアアップ事業」で32市町(同50.8%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

令和2年度において、小川町では8つの放課後児童クラブが「処遇改善等事業補助金」を申請し、当該補助金を活用しました。補助実績は、常勤職員12人に対して、平均149,587円の改善、非常勤職員40人に対して、平均47,604円の改善となっております。

処遇改善の具体的な内容については、各放課後児童クラブが実情に応じて決定し、実施しております。また、運営状況を考慮したうえで、効果的な運営費の活用により、支援員の処遇改善と委託費の適正な執行に努めています。

「キャリアアップ処遇改善事業」については、当町の現状においては、対象者が限られるため、活用には至っておりません。前述の「処遇改善等事業」の実施により、全体的な処遇

改善を推進しております。

引き続き、各クラブの運営状況等を踏まえながら、取り組んでまいります。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」) 立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

当町において、公営の学童クラブはありません。既存の公設民営のクラブにおいて、県単独事業の補助を引き続き活用し、運営を行ってまいります。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引き続き継続してください。

【回答】

こども医療費の支給を18歳年度末まで拡充することについては、他町村の動向も踏まえ、現在検討中です。

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】

埼玉県に対する要望は埼玉県町村会を通じて、小川町を含めた共通の要望として毎年行っております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】

生活保護制度の実施主体である埼玉県西部福祉事務所へ要望をお伝えするとともに、相談のうえ検討してまいります。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあつて、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】

扶養照会については申請の際の説明において御理解いただいておりますが、申請者が望まない場合はその理由を丁寧に聞き取る必要があると考えます。また、要望については生活保護制度の実施主体である埼玉県西部福祉事務所へお伝えします。

3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】

生活保護制度の実施主体である埼玉県西部福祉事務所へ要望をお伝えします。

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】

町としては県主催の研修に毎年参加することで、制度の理解を深めてまいります。また、生活保護制度の実施主体である埼玉県西部福祉事務所へ要望をお伝えします。

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあつて、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあつせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】

本人が望まない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を

強制することはございませんが、要望については埼玉県西部福祉事務所へもお伝えします。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

生活困窮者自立支援事業については、実施主体である埼玉県へ要望をお伝えするとともに、地域の実情を把握している民生委員、地域福祉委員等との連絡を密に生活困窮者の状況把握を行ってまいります。

以上